

平成15年1月16日  
森林認証制度検討委員会

我が国にふさわしい森林認証制度「緑の循環認証会議」(S G E C)の創設に向けて  
(S G E C : Sustainable Green Ecosystem Council)

1 80年代後半から熱帯林の急激な破壊問題が環境運動の焦点となり、「持続可能な森林経営から生産された木材」であることを認証する森林認証制度が、特に1992年の地球サミット以降世界的に注目されている。わが国においても、90年代後半からI S OやF S Cの認証制度が紹介され、森林認証に対する関心が急速に高まってきた。

(I S O : International Organization for Standardization)

(F S C : Forest Stewardship Council)

2 地球温暖化に関しても、温室効果ガスの吸収源としての森林の役割が見直され、京都議定書に定められた森林への追加的、人為的活動などによりわが国の森林管理のレベルを高めるうえで、認証制度により森林を適正に評価し、その管理状態を明らかにすることが強く期待されている。

3 また、わが国の森林は、海外に類をみない人工林の規模を有し、数世紀に亘る森林施業の歴史を有するという特徴がある。さらに、林産物の輸入国として、認証された森林からの林産物輸入への対応が必要となると考えられる。

4 以上を踏まえて、日本林業協会においては、わが国にふさわしく国際的にも通用する森林認証制度の在り方について検討を行うために本委員会を発足させ、2001年10月以来検討を重ね、2002年7月に中間報告を行った。さらにその後、学識者やN G Oにも参加を求め、「森林認証基準WG」及び「森林認証制度運営体制WG」を設置して検討を重ねてきた。

今回、別冊のとおり委員会報告として取り纏めるところとなり、「緑の循環認証会議」(S G E C)の設立を提言する。

5 森林認証の基準については、\*モントリオールプロセスを基本に、特に生物多様性に重点をおき、環境マネジメントシステムを取り入れることとする。

\*我が国を含む関係各国によって合意された「温帯林等の保全と持続可能な経営の基準・指標に関する作業グループによる指針」

また、森林を持続的に経営するため構築されている森林計画制度等既存の制度との整合に配慮しつつ、我が国の森林・林業や各地域の特性・実態に沿った森林認証とする。

併せて、認証した森林から産出される林産物については、「分別・表示管理」を的確に行い、信頼と安心の環境ラベルのブランドとして市民への理解を深めて行く。

- 6 S G E Cは当面、任意団体のNGO組織として活動するが、制度の円滑かつ公正な運営を確立するため、執行機関のほかに、評議会・監査委員会を設けるほか、別途、認証審査機関やコンサルタント機関、認証森林から産出される林産物を取り扱う認定事業体などについての運用規程を定める。

財政については、S G E Cに賛同する者からの賛助金、各種助成支援金及び認証料などを主財源とする。

- 7 S G E Cの国際性を担保するうえから、海外の認証制度との連携が必要であり、多角的相互認証を目指す必要があると考える。

- 8 今後は、関連する諸団体のほか、NGOや市民団体など広く各界各層から、S G E C設立発起人を募り、2003年春季の創設を目指す。

また、この間、審議会の開催、ホームページによる公開等、幅広く意見交換を行って、参加市民の総意により、森林認証の基準など制度の詳細について検討し、運営体制を整える。

- 9 以上によって、我が国の持続可能な森林管理水準の向上に資するとともに、温室効果ガス吸収源や都市を含む地域社会の生活に貢献する森林認証制度として、一般市民からの支持を得るよう広く普及を図ることとする。

(連絡先) 社団法人 日本林業協会 中川清郎 真柴孝司 絹川 明

Tel. 03-3586-8430 Fax. 03-3586-8434 E-mail : info@sgec-eco.org

(「緑の循環認証会議」(S G E C)ホームページ <http://www.sgec-eco.org/> )